

＜事務事業評価表＞

平成26年度

花いっぱいまちづくり推進事業

評価表

No. 5

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	芹ヶ野 直美		
根拠法令等			マニフェスト関連	□		
事業の種類	■ ソフト事業 □ 建設・整備事業 □ 施設管理 □ 内部管理					
事業の種類	□ 特定事業 □ 義務的事業 ■ 裁量事業					
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策	環境対策の充実		
			小施策	自然環境の保全及び公害対策		
予算科目等	会計	一般会計				
	款	衛生費	項	保健衛生費	目 環境衛生費	
	事項	花いっぱいまちづくり推進事業費		細事項	花いっぱいまちづくり推進事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	花いっぱいまちづくり事業推進に市民の意見を反映させるための協議会を設置し、地域・市民の花いっぱいまちづくりへの興味、意欲を増進させるため、快適環境づくり事業補助の拡充を図る。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民、市民団体				
	意図（どのような状態にしたいのか）	環境美化意識の向上、市民活動の活性化による心身の健康の向上、加えて市外からのお客様に対するおもてなしの心を育てる。				
	手段（市がどのような活動をするか）	市民・市民団体の自発的な活動の推進及びその支援を行う。核となるシンボル花壇を市内・地域内に設置する。				
	事業期間	■ 単年度繰返 □ 期間限定複数年度 (⇒ 年度 ~ 年度)				
	活動指標	広報紙等による啓発活動	指標名	目標値	目標年度	
	成果指標	補助金の申請件数		年4回	平成31年度	
経費及び指標の推移	項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額
	事業費	995	5,410	13,192	8,321	8,321
	推進協議会謝金等	—	481	192	192	192
	アドバイザー謝金等	—	—	423	423	423
	グリーンカーテン配布	—	760	1,771	400	400
	プラン・ポスター印刷	—	140	806	806	806
	シンボル花壇設置	—	1,484	6,000	2,500	2,500
	補助金	995	2,545	4,000	4,000	4,000
	快適環境づくり補助金	995	2,545	4,000	4,000	4,000
	財源内訳					
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	その他	995	5,410	13,192	4,000	4,000
	一般財源	0	0	0	4,321	4,321
	要員配置状況	0.50	1.00	1.50	1.50	1.50
	職員	0.50	1.00	1.50	1.50	1.50
嘱託員						
臨時職員等						
活動指標の推移	—	年4回	年4回	年4回	年4回	
成果指標の推移	26件	49件	80件	80件	80件	
特筆すべき事項等	・花いっぱいまちづくり事業は平成25年度から実施					

＜事務事業評価表＞

3 事務事業の視点別評価 (Check)									
妥当性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">対象・手段の妥当性</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 妥当である</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 改善の余地はある</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 妥当ではない</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">(上記選択の理由) 花いっぱいまちづくりを積極的に取り組む団体に対して、継続的に助成することで活動を促進できる。</td> </tr> </table>	対象・手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	<input type="checkbox"/> 改善の余地はある	<input type="checkbox"/> 妥当ではない	(上記選択の理由) 花いっぱいまちづくりを積極的に取り組む団体に対して、継続的に助成することで活動を促進できる。			
	対象・手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	<input type="checkbox"/> 改善の余地はある	<input type="checkbox"/> 妥当ではない					
(上記選択の理由) 花いっぱいまちづくりを積極的に取り組む団体に対して、継続的に助成することで活動を促進できる。									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">市が関与すべき妥当性</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 民間でも可能</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 民間で実施すべき</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">(上記選択の理由) 民間では市全体の花いっぱいまちづくりに取り組むことができない。また、市が行うことで市民の一体感の醸成を加速できる。</td> </tr> </table>	市が関与すべき妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき	<input type="checkbox"/> 民間でも可能	<input type="checkbox"/> 民間で実施すべき	(上記選択の理由) 民間では市全体の花いっぱいまちづくりに取り組むことができない。また、市が行うことで市民の一体感の醸成を加速できる。				
市が関与すべき妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき	<input type="checkbox"/> 民間でも可能	<input type="checkbox"/> 民間で実施すべき						
(上記選択の理由) 民間では市全体の花いっぱいまちづくりに取り組むことができない。また、市が行うことで市民の一体感の醸成を加速できる。									
効率性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">事業費の削減余地</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 削減の余地がある</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(上記選択の理由) 事業費は花いっぱいまちづくりに市民全体で取り組むことを支援する内容であり、今後さらに普及推進を図るため削減の余地はない。 平成26年度の市制施行10周年の記念事業として行うものは平成27年度以降削減される。</td> </tr> </table>	事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない	(上記選択の理由) 事業費は花いっぱいまちづくりに市民全体で取り組むことを支援する内容であり、今後さらに普及推進を図るため削減の余地はない。 平成26年度の市制施行10周年の記念事業として行うものは平成27年度以降削減される。				
	事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない						
(上記選択の理由) 事業費は花いっぱいまちづくりに市民全体で取り組むことを支援する内容であり、今後さらに普及推進を図るため削減の余地はない。 平成26年度の市制施行10周年の記念事業として行うものは平成27年度以降削減される。									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">要員配置の削減余地</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 削減の余地がある</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">(上記選択の理由) 最低限の人員で行っている。</td> </tr> </table>	要員配置の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない	(上記選択の理由) 最低限の人員で行っている。					
要員配置の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減の余地がある	<input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない							
(上記選択の理由) 最低限の人員で行っている。									
有効性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">成果の達成度</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 達成度はやや高い</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 達成度は低い</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">(上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握…<input type="checkbox"/>大きく改善、<input checked="" type="checkbox"/>改善、<input type="checkbox"/>ほぼ横ばい、<input type="checkbox"/>減少、<input type="checkbox"/>大きく減少 休耕田、荒廃地を花いっぱいにする取り組みの実態があることから、事業を継続して行うことで、市内の環境美化及び市民の環境美化意識の向上が期待できる。</td> </tr> </table>	成果の達成度	<input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度はやや高い	<input type="checkbox"/> 達成度は低い	(上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握… <input type="checkbox"/> 大きく改善、 <input checked="" type="checkbox"/> 改善、 <input type="checkbox"/> ほぼ横ばい、 <input type="checkbox"/> 減少、 <input type="checkbox"/> 大きく減少 休耕田、荒廃地を花いっぱいにする取り組みの実態があることから、事業を継続して行うことで、市内の環境美化及び市民の環境美化意識の向上が期待できる。			
	成果の達成度	<input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度はやや高い	<input type="checkbox"/> 達成度は低い					
(上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握… <input type="checkbox"/> 大きく改善、 <input checked="" type="checkbox"/> 改善、 <input type="checkbox"/> ほぼ横ばい、 <input type="checkbox"/> 減少、 <input type="checkbox"/> 大きく減少 休耕田、荒廃地を花いっぱいにする取り組みの実態があることから、事業を継続して行うことで、市内の環境美化及び市民の環境美化意識の向上が期待できる。									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0;">成果の向上余地</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> 余地がかなりある</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 余地がある程度ある</td> <td style="padding: 2px 5px;"><input type="checkbox"/> 余地はほとんどない</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">(上記選択の理由) 補助金事業として行われた活動の実態を踏まえ、今後も継続的な取り組みが必要である。</td> </tr> </table>	成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がかなりある	<input type="checkbox"/> 余地がある程度ある	<input type="checkbox"/> 余地はほとんどない	(上記選択の理由) 補助金事業として行われた活動の実態を踏まえ、今後も継続的な取り組みが必要である。				
成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がかなりある	<input type="checkbox"/> 余地がある程度ある	<input type="checkbox"/> 余地はほとんどない						
(上記選択の理由) 補助金事業として行われた活動の実態を踏まえ、今後も継続的な取り組みが必要である。									
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)									
内部評価結果	<p>今後の改革の方向性</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性：<input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の事業と統合 <input type="checkbox"/>手段の改善 <input type="checkbox"/>移管 <input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止</p>								
	<p>上記方向付けの理由</p> <p>花いっぱいまちづくりを推進するため、今後も継続していく必要がある。</p>								
	<p>改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画</p> <p>平成26年2月に薩摩川内市花いっぱいまちづくり推進協議会が、花いっぱいまちづくり推進プランを作成した。その計画に沿った取り組みを推進していく必要がある。</p>								
外部評価結果	<p>事務事業の視点別評価</p> <p>妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>効率性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>								
	<p>今後の改革の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性：<input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の事業と統合 <input type="checkbox"/>手段の改善 <input type="checkbox"/>移管 <input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止</p>								
	<p>まとめ(補助金等評価を含む。)</p>								

所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	芹ヶ野 直美				
事務事業名	花いっぱいまちづくり推進事業							
根拠法令								
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成26年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源	その他の内容		
	4,100 千円	千円	千円	千円	4,100 千円			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	補助事業に参加した者の数			6,000人	平成31年度			
補助対象者	市民団体（自治会・子供会・老人クラブ・PTA・青年団又はこれらに類する団体）							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・花き及び肥料の購入費 ・フラワーポット及びプランターの購入費 ・運搬用自動車や農業用機械の使用に伴う燃料費 ・事業に直接必要とされる材料及び道具類（備品を除く。）の購入費等 							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公道に隣接する場所へのフラワーポットを設置、又は花き及び樹木の植栽 ・地域に存する自然、史跡等の保存及び整備 ・前に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は 補助率	区 分	30人未満		30人以上				
		補助率	上限額	補助率	上限額			
	初回申請	100分の80	50,000円	100分の90	100,000円			
	2回目以降 (世代間交流事業として実施)	100分の90	100,000円	100分の90 (100分の100)	100,000円 (100,000円)			
	高齢者クラブ等で実施	100分の100	100,000円	100分の100	100,000円			
上記項目の 積算方法	補助対象経費（人件費、委託費、飲食費を除く）×上記の補助率							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 （団 体） 等 の 決 算 状 況	項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		（前年度繰越金）						
	計							
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		（翌年度繰越金）						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		27件		26件		49件		
成果指標の推移①		—		992人		2132人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	①【今年度改善点】 特になし ②【前回評価への回答】 特になし ③【事業のPR方法】 広報紙・自治会運営説明会・コミュニティ主事連絡会による周知 ④【費用対効果】 休耕田、荒廃地を利用した活用が増えてきたことから効果が期待でき ⑤【補助事業以外の事業】 特になし（運営補助でない） ⑥【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	活動が市全体の環境美化に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当 地域活性化の核とするため、その維持管理に係る支援が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	花いっぱいを市民活動としてボランティアで行うため、花苗や器具等の補助は活動の大きな呼び水となる。申請件数も増加傾向にある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が実施すると多額の経費と労力を要する。地域主導で行うことで、環境美化に対する意識向上も図られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	平成24年度までは事業に対し一律8割、上限5万円の制度であったが、補助金評価委員会の見直しをうけて区分を設定し、より活動を促進する内容となった。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	花苗や器具等に対する補助であり、人件費等の固定的要素に対する補助は行っていない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市民団体による公益的な活動である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	花いっばいを積極的に取り組む団体には最も妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	明確な事業実施内容を確認したうえで補助金を交付しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	<p>〈〈今後の改革の方向性〉〉</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管</p> <p><input type="checkbox"/> 休止</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止</p>
	<p>〈〈上記方向の理由〉〉</p> <p>花いっばいのまちづくりを推進するため、今後も継続していく必要がある。</p>
結果	<p>〈〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉〉</p> <p>平成26年2月に薩摩川内市花いっばいまちづくり推進協議会が、花いっばいまちづくり推進プランを策定した。その計画に沿った取り組みを推進していく必要がある。</p>

平成25年度快適環境づくり補助金交付団体一覧

(百分率)

番号	団体区分	参加者数	事業費	補助額	補助率
1	高齢者クラブ等	14	112,946	100,000	100
2	高齢者クラブ等	20	33,914	33,900	100
3	高齢者クラブ等	35	136,342	100,000	100
4	自治会	42	21,500	19,300	90
5	高齢者クラブ等	47	50,000	50,000	100
6	自治会	25	64,552	50,000	80
7	自治会(高齢者団体)	49	18,540	18,500	100
8	地区コミュニティ協議会	20	22,096	19,800	90
9	地区コミュニティ協議会	130	125,100	100,000	90
10	地区コミュニティ協議会	25	60,041	54,000	90
11	高齢者クラブ等	43	33,351	33,300	100
12	自治会	15	51,110	45,900	90
13	自治会	16	112,639	100,000	90
14	高齢者クラブ等	47	106,238	100,000	100
15	自治会	53	56,756	45,400	80
16	高齢者クラブ等	68	59,975	59,900	100
17	高齢者クラブ等	31	15,000	15,000	100
18	地区コミュニティ協議会	51	71,800	64,600	90
19	地区コミュニティ協議会	84	204,000	100,000	90
20	自治会	15	20,620	16,400	80
21	自治会	100	64,999	58,400	90
22	地区コミュニティ協議会	60	111,975	100,000	90
23	自治会	31	18,584	16,700	90
24	地区コミュニティ協議会	183	105,220	94,600	90
25	高齢者クラブ等	56	31,066	31,000	100
26	地区コミュニティ協議会	200	135,118	100,000	90
27	自治会	50	19,766	17,700	90
28	高齢者クラブ等	33	71,200	71,200	100
29	市民団体	17	65,432	50,000	80
30	市民団体	28	63,000	50,000	80
31	市民団体	60	64,788	50,000	80
32	自治会	18	129,825	100,000	90
33	市民団体	15	62,963	50,000	80
34	市民団体	26	70,371	50,000	80
35	市民団体	13	63,709	50,000	80
36	市民団体	25	65,100	50,000	80
37	市民団体	94	63,000	50,000	80
38	市民団体	17	46,600	37,200	80
39	市民団体	33	63,000	50,000	80
40	市民団体	29	29,716	23,700	80
41	市民団体	29	25,189	20,100	80
42	市民団体	23	21,934	17,500	80
43	市民団体	27	62,500	50,000	80
44	市民団体	15	63,206	50,000	80
45	市民団体	26	62,811	50,000	80
46	地区コミュニティ協議会	14	31,955	28,700	90
47	市民団体	27	62,500	50,000	80
48	地区コミュニティ協議会	10	29,350	23,400	80
49	市民団体	43	31,750	28,500	90
	合 計	2132	3,113,147	2,544,700	

快適環境づくり補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる快適環境づくり補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 自治会、PTA、子供会、老人クラブ、青年団又はこれらに類する団体で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路その他公衆の用に供する道路として市長が適当と認めるものをいう。

(補助事業の要件)

第3条 快適環境づくり補助金に係る補助事業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 公道に隣接する場所その他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は花き及び樹木を植栽しようとする事業
- (2) 地域に存する自然、史跡等の保存及び整備を行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(補助金の交付対象者)

第4条 快適環境づくり補助金の交付対象となる者は、快適な環境づくり事業を実施しようとする市民団体とする。

(補助金の額)

第5条 快適環境づくり補助金の額は、次条に定める経費（人件費、委託費及び飲食費を除く。）の合計額に別表1に定める補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1市民団体につき別表1に定める上限額を超えないものとする。

(補助対象経費)

第6条 快適環境づくり補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 花き及び肥料の購入費
- (2) フラワーポット及びプランターの購入費
- (3) 運搬用自動車や農業用機械の使用に伴う燃料費
- (4) 事業に直接必要とされる材料及び道具類（備品を除く。）の購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの

(交付の申請)

第7条 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定

する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施場所の見取り図
- (2) 承諾書（道路や他人の土地で実施する場合）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（交付の基準）

第8条 快適環境づくり補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 当該補助事業において本市の他の補助金交付を受け、若しくは受ける見込みの場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする市民団体（以下「補助団体」という。）の代表者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されていない場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該補助団体に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
（実績報告）

第9条 補助団体は、補助事業の終了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 快適環境づくり補助金補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に係る明細書（費用の詳細な内訳が分かるもの）
- (2) 当該補助事業に係る領収書の写し
- (3) 当該補助事業に係る写真（作業中、作業後の状況を撮影したもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（効果の測定）

第10条 快適環境づくり補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業に参加した者の数を用いて測定するものとする。

（補助団体の責務）

第11条 快適環境づくり補助金の交付を受けた補助団体は、本市環境保全施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、快適環境づくり補助金の交付に関し必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度において所要の措置を講ずるものとする。

別表 1

区分	補助率	上限額
(1) 参加人員が30名未満の場合でかつ初めて補助金申請を行う場合	100分の80	50,000円
(2) 次のいずれかに該当 ①参加人員が30名以上の場合 ②過去1年以上快適環境づくり補助金による実績がある場合	100分の90	100,000円
(3) 次のいずれかに該当 ①(2)①②の条件に加え世代間交流事業(参加人員30名以上のうち、子どもと高齢者が半分以上を占める場合)として実施している場合 ②高齢者クラブ及び任意の高齢者団体が実施する場合。	100分の100	100,000円

備考

- 1 年齢の算定基準日は補助金交付申請日とし、子どもを18歳未満とし、高齢者を60歳以上とする。
- 2 高齢者クラブとは高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブ連合会加盟団体をいい、任意の高齢者団体とは会員が10名以上で60歳以上の高齢者がおおむね4分の3以上を占める団体をいう。